

保護者の皆様へ

青梅市長 浜 中 啓 一

緊急事態宣言等の発令に伴う保育施設の対応について（通知）

日ごろより、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症予防対策に御協力いただき感謝申し上げます。
標記の件について、令和3年7月12日から実施する、国の「緊急事態宣言」および東京都の「緊急事態措置」に伴い、引き続き下記のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 登園に当たっての注意事項について

市内の保育所では、現在まで、保護者の皆様および保育所の適切な対応により休園という事態には至っておりません。

しかしながら、感染力が非常に強いと言われている「デルタ株」が急速に拡大していることから、保育所への登園に当たり、以下のことをお守りいただきますよう改めてお願いいたします。

《お守りいただきたいこと》

- (1) お子様の体調が少しでも良くない（普段と違う）日および御家族に体調不良者（高熱、倦怠感等）がいる場合は、保育所をお休みし医療機関に相談（受診）してください。
- (2) お子様か風邪等で保育所をお休みした場合は、原則、体調が回復してから24時間以上経過した後に登園させてください。

なお、医師の指示（診断）がある場合はそちらを優先して構いませんが、その際は、診断書に類する書類の提出を求める場合があります。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の場合は医師等の指示に従ってください。

【重要】

新型コロナウイルスに感染（陽性）した場合、発熱や倦怠感、咳などの症状が出始めた日の原則2日前まで遡って濃厚接触者の特定を保健所が行うこととなっています。

なお、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、陰性であっても二週間程

度の健康観察が求められます。

2 緊急事態宣言期間中の保育料について

保育所に対し受け入れ規模の縮小等の対応は求められていないことから、今回の緊急事態宣言等の発令に伴い保育所をお休みいただいた園児の保育料等の減額は行いませんので御承知おき願います。

3 感染拡大防止対策について

皆様には、日ごろから感染拡大防止対策を徹底いただいているところですが、御家庭や保育所等に新型コロナウイルスを持ち込まないために、また、大切な御家族を新型コロナウイルス感染症から守るために、以下について改めて御協力をお願いします。

- (1) 日中も含めた（特に午後8時以降）不要不急の外出の自粛
- (2) 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- (3) 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- (4) 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること
- (5) 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること
- (6) 3密（密閉、密集、密接）の回避
 - ア 人との距離の確保
 - イ こまめな換気
 - ウ 会食時の飛沫予防（マスク会食）
- (7) マスクの着用および手洗い、うがい、消毒の励行
- (8) その他必要な対応

4 新型コロナウイルス感染症に関する相談先

東京都発熱相談センター（電話番号）03-5320-4592

※かかりつけ医がいる方はかかりつけ医に御相談ください。

5 その他

本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

6 問合せ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課保育・幼稚園係

22-1111（内線）2146、2147

以上